

平成22年度地域バイオマス利活用交付金の概要

地域バイオマス利活用交付金は、バイオマスタウン構想の策定、バイオマス利活用施設の整備等、バイオマスタウンの実現に向けた地域の取組を支援する事業であり、これまでも多くの市町村等で活用していただいているところ。

平成22年度においては、地域におけるバイオマス利活用の取組をさらに円滑に進められるよう新たに事業実施主体となれる者を追加するなど事業制度の拡充を行うとともに、行政刷新会議事業仕分けの評価結果を踏まえて事業効果を検証しつつ効率的な予算の執行を図ることとして、以下の通り、事業制度等の変更を行う予定。

1. 事業制度の拡充等

(1) ソフト事業(地域バイオマス利活用推進交付金)のうち、「プラットフォームづくり支援」メニューについて、事業実施主体として都道府県を追加。このことにより、地域の関係者が一体となったバイオマスタウン構築の取組を推進。

(2) ハード事業(地域バイオマス利活用整備交付金)のうち、「地域モデルの実証」及び「新技術等の実証」メニューについて、バイオマス利活用事業者と共同で事業を実施するリース事業者を事業実施主体として追加。このことにより、バイオマス変換施設の導入方法の多様化を図り、バイオマス利活用事業への事業者の参加等を促進。

【事業内容(案)】

- ・リース事業者とリース事業者からバイオマス変換施設のリースを受けバイオマスの利活用に取り組む事業者(バイオマス利活用事業者)と共同で事業を実施。
- ・交付金は計画主体となる自治体等を通じて施設整備を行うリース事業者に交付。
- ・補助率はバイオマス利活用事業者により決定。
- ・施設の耐用年数期間のリース契約が必須。等

(3) 政策目標の実現に向けて効果の高い事業に優先的に交付金を配分できるよう、以下の通り、評価項目を修正。

① 事業メニュー「1 バイオマスの利活用の推進」

- ・バイオマスが豊富に存在する中山間地域等におけるバイオマス利活用をさらに推進するため、評価項目9「地域の経済等の活性化が期待できるもの」を「中山間地域等の条件不利地域の経済等の活性化が期待できるもの」に変更

② 事業メニュー「2 バイオマスの利活用に必要な施設の整備」

- ・地域が一体となって行うバイオマス利活用の取組を推進するため、評価項目4「収集・運搬コストを要するバイオマスを対象に含む施設」を「収集・運搬コストを要する

バイオマスを対象に含む又はバイオマス変換物を地域で広く活用する施設」に変更
・バイオマスが豊富に存在する中山間地域等におけるバイオマス利活用をさらに推進
するため、評価項目9「地域経済の発展に寄与するもの」を「中山間地域等の条件不
利地域の経済の発展に寄与するもの」に変更

2. 行政刷新会議事業仕分けの評価結果を踏まえた対応

(1) 政策目標の実現に向けて平成22年度予算の効率的な執行を図るため、地域におけるバイオマス利活用の推進が図られる、事業の着実な実施が図られる等、より確実にかつ早期に事業効果が発現できる地区に支援を行うこととし、要綱別表の事業メニュー欄の2の(1)地域モデルの実証及び(2)新技術等の実証の事業について、以下の通り、要領別表1の評価項目の一部を事業実施のための必須要件として整理。

- ① 地域におけるバイオマスの利活用の推進を図る「地域モデルの実証」メニューについては、事業実施において評価項目4(地域におけるバイオマスの利活用)のポイント付けがなされた事業を支援
- ② 農村地域等において新たな技術の普及を図る「新技術等の実証」メニューについては、事業実施において評価項目5(バイオマス変換物の品質安定の工夫)のポイント付けがなされた事業を支援

(2) 本交付金において政策目標としている「バイオマスタウンの構築」を全国的に進めるために、全国複数の地区への支援が必要であるとの観点から、以下の通り、年度当たりの交付限度額を設定。

- ① ソフト事業については、これまで一部の事業メニュー(「プラットフォームづくり支援」のうち「バイオマスの利活用高度化検討」メニュー)に適用していた交付上限額(単年度10,000千円)を、すべての事業メニューに適用。
- ② ハード事業については、過年度の実績等を踏まえ、単年度交付金の上限額を原則として750百万円に設定(ただし、平成22年度においては、当該年度中に事業を行う緊急性がある等、取組内容により1,000百万円まで可とする)。

(問合せ先)

農林水産省農村振興局農村政策部中山間地域振興課 (担当) ^{にひら}二平、佐藤、森
電話: 03-3502-6338(直通) FAX: 03-3592-1482